

事 務 連 絡
令和 3 年 5 月 1 4 日

緊急事態措置区域の都道府県 衛生主管部（局） 御中
（北海道・岡山県・広島県）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

緊急事態措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について

高齢者施設等の従事者等の検査に関しては、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」（令和3年3月22日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「緊急事態措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」（令和3年4月23日及び5月7日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づき、4月から6月までを目途とする高齢者施設等の従事者等の検査の集中的な実施計画（以下「集中的実施計画」という。）の実施や緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域における重点的検査等を実施していただいております。

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、緊急事態措置を講ずべき区域として、北海道、岡山県及び広島県が定められました。新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年5月14日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定）においては、緊急事態措置区域においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の更なる強化を図るとともに、変異株の感染者が増加していること等を踏まえ、人と人との接触機会を減らすために、人の流れを抑制するための取組を行うなど、徹底した感染防止策に取り組むとされ、高齢者施設等従業者の検査等については、「感染多数地域の高齢者施設等の従業者等に対する検査の頻回実施」、「区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査の実施」を行うこととされています。

これを受けて、緊急事態措置区域に指定された都道府県におかれましては、引き続き、高齢者施設等の重点的検査等について、一層の取組を推進いただきますようお願いいたします。

記

1. 高齢者施設等の従事者等に対する検査の頻回実施

(まん延防止等重点措置区域から緊急事態措置区域となった都道府県)

高齢者施設等の従事者等に対する集中的な検査については、これまで「緊急事態措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」及び「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」（令和3年4月5日、同月9日、同月16日、同月23日及び5月7日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）においてお示しした基本的な考え方を踏まえ、週に1回程度、少なくとも2週間に1回程度の頻回検査を実施していただいております。

これを踏まえ、今般、緊急事態措置区域となった都道府県においては、まん延防止等重点措置として実施していた高齢者施設等の従事者等に対する検査の頻回実施については、原則として継続していただき、頻回検査の実施期間については、まん延防止等重点措置を実施すべき期間として定められた最初の日から緊急事態措置を実施すべき期間の終了する日までとさせていただきます。地域の感染状況等を踏まえ、実施区域を拡大することは差し支えありません。

(まん延防止等重点措置を経ることなく緊急事態措置区域になった都道府県)

今般、まん延防止等重点措置を経ることなく、緊急事態措置区域に定められた都道府県等においては、地域の感染状況（おおむねまん延防止等重点措置の措置区域に相当する程度）等に応じて、適切な区域を設定し、当該区域における検査の頻回実施をお願いします。

集中的実施計画を策定していない都道府県等においては、緊急事態措置区域に定められたことを踏まえ、「4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）」も踏まえ、速やかに緊急事態措置として行う頻回検査の内容を含めた集中的実施計画を策定してください。また、頻回検査の対象施設や対象者、検査の頻度については、「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について」を踏まえ、設定してください。

(共通事項)

緊急事態措置の趣旨を踏まえ、措置期間として定められた期間中、確実に頻回検査が実施できるよう対応をお願いします。また、今般、まん延防止等重点措置区域を経ることなく緊急事態措置区域となった都道府県においては、「まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施に向けた準備について」（令和3年4月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、措置区域に指定された場合

には、速やかに頻回検査等が実施できるようあらかじめ準備をお願いしておりますので、速やかに開始してください。

また、高齢者施設等の従事者等に対する集中的な検査については、対象施設に実際に検査を受けていただくことが重要であり、頻回検査を含む集中的検査の実施に当たっては、「高齢者施設等の集中的検査実施計画対象施設への積極的な受検の働きかけ等について（要請）」（令和3年5月10日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）などを踏まえ、できる限り多くの高齢者施設等に検査を受けていただくよう一層の取組をお願いいたします。

集中的検査計画を策定している都道府県等においては、緊急事態措置として新たに講ずる頻回検査の内容や実施区域の拡大等集中的実施計画の見直しを行っていただき、集中的検査計画を策定していない都道府県等においては、緊急事態措置として実施する頻回検査の内容を含む集中的検査計画を別添1により、5月19日までに提出してください。なお、まん延防止等重点措置としての頻回検査の計画を策定しており、実施期間の変更以外に計画の内容に変更が無い場合は、再度の提出は不要です。また、頻回検査の実績については、別添2により、毎週月曜日に報告いただくようお願いいたします。

2. 歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査

緊急事態措置区域である都道府県等においては、令和2年10月29日の分科会における「大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループ当面の取組方策に関する報告書」に示された取組、並びに下記①及び②の内容を踏まえて、区域内の歓楽街等で陽性者が出た場合の重点的検査を実施してください。

(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/kanrakugai_houkokusyo.pdf)

- ①検査の実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染が確認された従業員の濃厚接触者に限らず、同じ店舗等で働いていた従業員も含め実施するとともに、従業員の行き来がある他店舗等の従業員等についても重点的に実施してください。さらに、歓楽街等で感染拡大の予兆を探知した場合には、探知した内容等に応じ、速やかに重点的な検査を実施してください。
- ②緊急事態措置区域の都道府県等は、歓楽街等への重点検査の実績を厚生労働省に提出してください。報告については、別紙3により、報告してください。都道府県は管内の保健所設置市分及び特別区の実績の取りまとめをお願いします。

都道府県から厚生労働省への報告は、緊急事態措置の期間中、毎週月曜日に所定の様式（別添3）により報告してください。

【参考】関連する事務連絡等

- ・ 4月以降の高齢者施設等の検査について（要請）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000761125.pdf>
- ・ まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000765721.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000768023.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000774971.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000774975.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000776845.pdf>
- ・ 緊急事態措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000774985.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000776843.pdf>
- ・ まん延防止等重点措置区域における高齢者施設等への重点的検査等の実施に向けた準備について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000774972.pdf>
- ・ 4月以降の高齢者施設等への集中的検査実施計画の円滑な実施について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000774972.pdf>
- ・ 高齢者施設等の集中的検査実施計画対象施設への積極的な受検の働きかけ等について（要請）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000777627.pdf>
- ・ 4月以降の高齢者施設等の集中的検査計画の策定状況・実施状況等
※参考資料－検査に関する参考資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html#h2_3

以上

(別添1)

〇〇〇(自治体名)の新集中的実施計画

担当課 〇〇課
担当者名 〇〇 〇〇
連絡先 000-1111-2222

対象地域	
対象施設種別	
まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分	
対象者※1	
検査方法	
実施区分※2	
集中的実施計画期間	令和3年〇月〇日～〇月〇日
検査の頻度	
まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分	
備考欄	

※1 対象者については、直接処遇職員以外の従事者(事務職員、委託職員など)も対象とする場合には、その旨も具体的に記載してください。

※2 検査の実施について、感染症法に基づく行政検査として実施するものか、それ以外の地方公共団体の独自の事業として実施するものであるかの区別を記載すること

※3 対象施設種別及び検査の頻度以外の項目において、通常の計画分とまん延防止等重点措置及び緊急事態措置の適用時に実施する重点検査分異なる内容がある場合は、それぞれの欄内にその旨記載してください。

		合計		
		うち高齢者施設	うち障害者施設	うち医療機関
対象施設数(予定)				
まん延防止等重点措置及び緊急事態措置分				

担当課 〇〇課
担当者名 〇〇 〇〇
連絡先 000-1111-2222

		計画対象施設数	検査申込済施設数	検査実施済施設数	検査実施済件数	陽性件数
第6回目 (受付期間：5月13日～5月19日) ※5/24報告〆切	合 計					
		まん延防止等重点措置及 び緊急事態措置分				
	施設 区 分 別 の 内 数	高齢者施設				
			まん延防止等重点措置及 び緊急事態措置分			
障害者施設						
		まん延防止等重点措置及 び緊急事態措置分				
	医療機関					
		まん延防止等重点措置及 び緊急事態措置分				
第7回目 (受付期間：5月20日～5月26日) ※5/31報告〆切	合 計					
		まん延防止等重点措置及 び緊急事態措置分				
	施設 区 分 別 の 内 数	高齢者施設				
			まん延防止等重点措置及 び緊急事態措置分			
障害者施設						
		まん延防止等重点措置及 び緊急事態措置分				
	医療機関					
		まん延防止等重点措置及 び緊急事態措置分				
第8回目 (受付期間：5月27日～6月2日) ※6/7報告〆切	合 計					
		まん延防止等重点措置及 び緊急事態措置分				
	施設 区 分 別 の 内 数	高齢者施設				
			まん延防止等重点措置及 び緊急事態措置分			
障害者施設						
		まん延防止等重点措置及 び緊急事態措置分				
	医療機関					
		まん延防止等重点措置及 び緊急事態措置分				
第9回目 (受付期間：6月3日～6月9日) ※6/14報告〆切	合 計					
		まん延防止等重点措置及 び緊急事態措置分				
	施設 区 分 別 の 内 数	高齢者施設				
			まん延防止等重点措置及 び緊急事態措置分			
障害者施設						
		まん延防止等重点措置及 び緊急事態措置分				
	医療機関					
		まん延防止等重点措置及 び緊急事態措置分				

※ 上記様式のように記入できない場合には、実数と延べ数がわかるようにした上で、適宜様式を修正してください。

(別添3)

〇〇〇（自治体名）の歓楽街等に対する重点検査の実績報告

報告日 2021/04/**
担当課 〇〇課
担当者名 〇〇 〇〇
連絡先 000-1111-2222

実施場所（歓楽街等の名称・住所）	具体的な取組の概要	実施期間	対象者	対象地域の 店舗等数	検査実施 店舗等数	検査人数	陽性者数
	（記入例）店舗においてとりまとめて検体採取						
	（記入例）繁華街内に気軽に立ち寄れる臨時の検査所を設置						
	（記入例）保健所の職員（外部委託等を含む）が直接店舗を訪問して検査を実施						

※ 実施した歓楽街等毎に記入してください。